七部集曉基即注 全

中村俊定文庫
文庫 18
952

七部集曉甚即註　全

七部集曉臺鼎註

春の日の巻

宮城県図書館

春の日

曙

一年四時のうち曙は春日家上に桃双紙より来れり山の端赤く
て紫雲たなびくと出始めるとの意なり○菜名と宮との間の海七里の
うらゝ永之拾折おけるとは目下ゝ弁ずべき

春めくや人さるゝ宮の伊勢参り

所知学のやう歌息のやゝ百の余情を含めり

梅ちる中一ちるすぐつれ

お庫附そ伊勢参りといふより梅の修行之宮世義神のつるとを含めり宮の祈は狂文なり

中村俊定文庫

山家の月一時錆えて

樵夫山の後の月一時とハ考之月を言う家主てとハ錆のことなり
家白の子を我本を連ふ脚なくしてこれ考連と云ふ
大学諸の新を引こうなり

鐘たつ中空あるなり

一時と言を習はと言ふとして像の体或ハ官など為すき書諸
のさまの所なり但雨気ハ信者夏深陸の体考ふ中田原の
石垣山の係書諸と可思

汐風千よくくなく

なるとふふ寒サあれハ汐風といくの世平家の軍兵の西家を
いう所の高を源氏の寄手と心得浮船を落ことあれて
所の禁妙之但能く聞ハと言語脚ふ怪もあり

なるる沖の岩くくくえ

家白ふ浪殿をとえて星ふ白ふ世其場を附ふ二白ふ

海鹿なる沖の蜑ふ釣舟

家白を二白一章なり蜑ふの舟釣ふ

吾こ源氏田を

こうして二白一章之新盆の昔を知ふ三ふ家の笛をいくく
知ふ家人二白一章の格なり

文王の梅千なるもちなて

大ふ新ふ家白の笛を音楽の笛とな一源を姫湘とな
ふ国の文王墓を建ふ人を捉ぶれふ其徳を仰きて氏
輝ふて成就せり

一書ニ角ヲ解トハ繋ヲ世ニ発クして角ナシ

雨の降の降のなき神

文武の聖代十日の雨五日の雪を靡せ天穀成熟之角のなき神

とハ物号ぬく作物の邪ヲよなきぬ神

和宮を一度ハ賞をたぐく世よ

糸ヲ解ー雲の霧と云て紙悪を除ク得をたくくとハ

作物家をうくくよう

表高くくる人のくる作物之ゐなど産くる気を人ヲ見せずと

のう邪を言う作和宮まみをとりこのもう

雨をくふ雲年人の邪ヲ

雨社也をする邪ヲと除ク

雨を読ヲ作す条情もあり

ちかくとのう神

邪雲ヲ邪ヲう人の雲と云ふ雨くと雲をたぐもう

多雲より半雲多の砂作ヲ

作除ヲ二百一章ヲ

年ヲ多の

多の二百一章ヲ除て作又ハ除ヲこの二百一章

神よりく作雲ヲ

二百一章と云ふ雨ヲ雲の場を飲ぐ除ク作男の言語より

ヲ作の言又詞を述ク作雨ハ作雲雨雲のヲヨ除くと同意

云ヲを云ヲヨ可見

くくる日年

邪ヲ陰の作きを年ヲ入日のかくやうなる角ひを可見

[illegible]と修なる事連行て
[illegible]日は連行と心のせらるゝ所ハ[illegible]と言ふ移り
[illegible]ハ[illegible]なり事の移りなり

自性[illegible]　梓きく　[illegible]
修なりと云ふ在所は梓を[illegible]自性[illegible]うとふる[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]
梓を[illegible]と定[illegible]ふ但別[illegible]夫のことを[illegible]

いもうとの[illegible]
[illegible]骨にて男は[illegible]
[illegible]ふ詞なり

[illegible]の[illegible]門ハ[illegible]むきて
高信の計画を[illegible]が定[illegible]仏計[illegible]を[illegible]の[illegible]
[illegible]と言ふ[illegible]つもきハ[illegible]
[illegible]のあ[illegible]　時の[illegible]
門の[illegible]むきと[illegible]零[illegible]の[illegible]と[illegible]時の[illegible]き金釈
[illegible]の改[illegible]尽[illegible]あとハ[illegible]の時[illegible]門内の[illegible]石の上
[illegible]を[illegible]
[illegible]者の役として附[illegible]時の[illegible]
[illegible]
[illegible]仏　[illegible]　[illegible]
[illegible]豆腐[illegible]
月[illegible]の麻時[illegible]月心坊の[illegible]

[illegible]を行して[illegible]果の[illegible]を賣掛て[illegible]の外深き
紙を可思碁の破れるハ余情なるあり

[illegible]を[illegible]の[illegible]

[illegible]の人昔伊勢とりし時掛る[illegible]一但述懷なり

今の世にもきりたる[illegible]

其儒の陸之名を呼ぶ[illegible]

[illegible]はくし

二句ともこと[illegible]今の情を[illegible]一出家之但[illegible]ハ伊勢く

ホトトギス

[illegible]西行たるべ[illegible]

歌よまむ

西行歌集
[illegible]
[illegible]山田の[illegible]
[illegible]

[illegible]白の山[illegible]を西行と定[illegible]但[illegible]山の[illegible]門嘗入口左の方ま
西行谷と[illegible]有て尼寺也二句ともこの附なり

[illegible]

二句一章と[illegible]て素門の山住やとて附なり但除情ハ[illegible]行の
哥ま可とくくと[illegible]哥の苔清ハ[illegible]あるべき[illegible]

世[illegible]あり[illegible]海[illegible]

狂歌二句ともこなたり

紀

[illegible]の[illegible]

[illegible]の住家を破家と定[illegible]菖蒲ハ心なり但[illegible]ハ老の
[illegible]ハ[illegible]の葉ま[illegible]とせんか

チサ
いく[illegible]も花を 仆と[illegible]
破家ま[illegible]花ま秋つく心を仆とハ言り
年と花ま[illegible]

兄も弟も　負とりてゆく

急かしくと言詞にまぎらはせと弁との二つを

こゝ一寺とハなしけり

兄弟　よひぶ二世

三月六日

奈良坂や　細井山の八重桜

奈良坂とハ南都入口般若寺の上也山々を大路す柳みて山の

八重に重りさるを言かけたり餘情ハ古寺の跡なり元興

八重桜ハ南都名産

雨ふり　寂しむしくの　鐘

本添井や奈良ハ古院多き処にて鐘の音も多し但名右の

鐘ハ秋に鳴だ入相の鐘ハ秋なり坂より見渡しけるを雨ふり

となしむと交り

春の旅　行ゆるなまらん　旅着て

雨ふりとふふに春の旅とハ旧ひ之旅人の旅雲まきるゝ流て

月中に笠んえぬを旅着て人々の行ふを見てよこの節句で

見うと心附るとの意なり

にぎ人きしみの　流す

旅着てとハあきき様なれハ口取とをも白ハなり

ねむりて　倒れ女たちの酒の酔

口をくしと言に酒の酔とひびかせ清めの酒きに旅人の今記紀

但雲人に倒れ女とハ一句のとりてなり

[illegible]

[illegible]の[illegible]ハ実ニ中の曲[illegible]なり

[illegible]白き左[illegible]ふ[illegible]

月ハ[illegible]きと[illegible]き[illegible]

左[illegible]八九月十三日[illegible]ハサガナリ

[illegible]ある[illegible]

[illegible]きと[illegible]ハ[illegible]なり

[illegible]人[illegible]

[illegible]ハ[illegible]を心を[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

世の中の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

車を半の荷車と[illegible]て附[illegible]

海を[illegible]て大津へ[illegible]なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

跨倒すとハひきや伊予の旅なりし

里人に蓑やる梅と松島

万日集の人に梅すきまて俳諧の句作に倒すると云ふ
諺あまよ迷まよ子旅なく俳句の旅ハ白しなり

月夜にハ淀に二重花宮の橋

雨中等続く華を捧げて大儀の華する事なり 俳書四の
宗子月の字の寄跡ハ二行書の欄にあり之を出されたる事ハ
用ひし但二句よりて出れの読句を月夜にハ淀とハ言ふ

さく梅ひらく木の根に色の艶あらん

寒花至陽といふ文にほびさを言似ひさ まて二句かふえて
来る梅枝けむ賞美の意にてするなり

謳ひ寄せる春の温泉の山

前句の語勢やう唄の縁なれハ謳ひ寄せるといふて二句一章
となしたり

坐宋しや筑紫の神保務の弟

温泉山の入近を筑紫の神保務の弟と名称云ふ 謳ひ
寄せると言ふ坐宋しや(ひさき)筑紫の神保務の弟と八人の
衣類ハ国々の風俗なりとといふなり

内侍の揃ふ代々の国の風

前句の諸務重立なる故内侍と云ふ読句を起し筑紫保務
とさまくの旅よりも物好の眉のことをいへり

物あすふ軍の中ハ淀りまさん

内侍と云ふより句意の内侍を思ひ寄て義貞の両手を述ぶ

若もこのち[illegible]とだる中[illegible]
この一章の陳なり陣立の酒宴は[illegible]
白の運ひを[illegible]なり

大とき八念佛唱る恵[illegible]棚
[illegible]とふより寄節の三寶喰物を[illegible]
[illegible]但節ハト云ふ文[illegible]目の[illegible]
[illegible]念佛唱ふハ[illegible]

[illegible]陳なり
この一章なり

[illegible]夕の若菜の[illegible]物把[illegible]
[illegible]陳といふより[illegible]
[illegible]但一白[illegible]

[illegible]
朝夕の[illegible]夫より居なの[illegible]物把を掛とて[illegible]人は[illegible]の形をも
[illegible]と自慢[illegible]

一 [illegible]
[illegible]の形[illegible]都人を[illegible]て[illegible]陳[illegible]夢の形と云る
[illegible]

こハ魂[illegible]の月
一[illegible]と云る[illegible]て[illegible]
但[illegible]
[illegible]
[illegible]

発句を老の業として偽なきの心を顕はさると老衰の夫婦に
して兆斯り居ると云冠辞にはなしけり

老の袖干す佐野はいふく

発句に家の讀みけの姿みえたり 謂の類を起し 附心は老妻の
者を存して孫なと絵りけるとして有難滋をあるの袖に
とは作りけり

田をみて老のやうに生かしけり

発句は物語りける新みより 田を持のある文字を運 故に不足なく
なりける心を見る里に生れけりと作りけりを兄の語に詩歌
傾きける句ひや

力の筋をつぎしかのよ 世の中の人情を

発句ふ足なきを見たり又ここの不足の心を起し
述けり 慈鎮に力の筋なきを不足にあげけり

漣(サヽナミ)や三井の古寺の跡とりけり

力の筋といふより三井寺の衆徒やともすれば干戈を動す事を
しきことを思ひ寄けり

高僧のこゝ見る雪の山ゝ

古寺に老あるより高僧の詞につなぎ述るとはなしけり

見えけり二十九日の月の影

高僧とは云ふ足けり語へひきまて雪に寒けの白さ歌仙の
月二日なれる 正用の月成らぬに見得けりとて 又月を見
さけり但二十五日ぐの際ぎき事に二十九日の出る月を見さる
作者の働きなれ

君のこと思ひし水分けけり

発句暁に出る月なれは早天に雨にぬる武士の水路分ると強く
作りけり但雪きに水路分と句ひなり

三月十六日旦藁（タンコウ）が田家にとまりて

蛙のなきてゆしき林岩邑

句意ハ蛙の外に何も無く旅宿するを言へ旅宿とハ女ても知す
とふ言へ目にある姿にて思ひも旦藁へ対て挨拶の句也但ゆしき
と言こそ色をみ一つに見てをやすこそ二つ思ふことを言ていましきこそ
四つちらにとふこそ

朝しあける青田のあり

蛇水が挨拶を定て旦藁が草下しける眼也蛙に雨の移り
蘇ゑに朝と言を芳添ろり

藪上高き岩木の息き嶺のりて

名只家として三節が附きり　岩木ハ伊賀にて雲母と言
物と同し諸国に多し　前附後附にてつらなる也之や

すゝ人を見る馬の子

其場をゑ論

立てある酒しの肴の月らけり

水辺の部しあるを前にあるり立てある詞ある一都に
ひきくらり但馬ハ何來と肝を張きするも前に来てハ至て
静なるもの辺まし人を見てと言より前に来る処妙之

芦の穂をする牛の湯

二句のふこ一章と並ゟ立て来を言に今の形容月と秋の
言しきに芦の穂の移り之

磯隣に旅家鬼の僧の集りて

前句二句一章と見る中にて又名辺を附くり海辺に移ろう

芦の穂の出並てさびしきを偲の文並て居る寂莫形容せり
但金に集るハびきたり

岩の間より飛ふ虫の里

二るふところ迚逆旅に居の勝りセがきの施食ハ施をおくる
人として其場を定めたり

雨の中も飄然やらん蝶をつ

前句ハ定よ兄居たる体あるより離碑の両親を附たり（岸宮左右や未詳）
かゝる碑と云ハ度津と伊勢の間の海中にある碑にて両親を偲ぶ也

ひろまきるも旅の一袋

雨ハ旅人の愁の第一也前句のさびしきを移たり 一ツとハヒトムキ
ノ心にて其句のことと言心や

尋ね来る坊ちハ便り聴おりて

前句の旅豚ひすぎと
あるハ上品の人なれんとひびきと
あれハ下劣の人と見て肉心坊主に一飯を乞と云ふるに於恩ある
由を云と言附たり

翁もおらん枝揺に告る

旋りてあれハあらうを見ましたるに庵室のの庭の松の葉に
結びてお茶を庵室の為弁一ぬ忠の内に語りて解てお来しと其の後ニ
捨ることタメラヒたる所に附たりけり

今宵ハ云ふりとてや夜
四十九日不向室にて

時雨けの葉をみ惜きしむ縁

其坊の附たるゆゑ歌仙を二度に興行するを咲くの詞よ
びこの世前句の招を無下に捨ぶ[illegible]を惜きと言詞よ[illegible]

秋の[illegible]　順

咲分と言詞よ寄て源順の和名抄よ[illegible]物の品類を書分
[illegible]を白[illegible]も言白[illegible]よ[illegible]の詞又後更

秋[illegible]の[illegible]ふ[illegible]　[illegible]

此の国の[illegible]前句に物よ[illegible][illegible]
[illegible]を[illegible]但[illegible]ハ高き[illegible]
日本[illegible]の[illegible]故[illegible]

別の[illegible]　[illegible]ハを

旅人の[illegible]煙[illegible]
偶偶の別れを思ひ[illegible]其[illegible]の心なきを言と[illegible]

トトの[illegible]

旅の[illegible]　四の[illegible]ハ唐[illegible]
前句を旅立を送る人の詞として児の[illegible]山よ日枝三井寺なと
[illegible]但[illegible]ハ[illegible]の花苑の都と言[illegible]
四の[illegible]と大津の間[illegible]北嶽三井寺（[illegible]道）唐[illegible]ハ見[illegible]の
[illegible]

[illegible]

旅の[illegible]
前句の[illegible]き所を[illegible]移[illegible]
[illegible]唐[illegible]の[illegible]よ[illegible]の白[illegible]

永き[illegible]人

[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]と言詞白[illegible]

[illegible]貝ちる草の生ずる[illegible]月の日の

夏の日の[illegible]ちる傍ちるをきのふの思ふ退屈を

六月の[illegible]移し[illegible]の[illegible]の[illegible]草と[illegible]俗の狐の傘と言[illegible]て

一[illegible]の生ずる草や

紙鳶が孤[illegible]て[illegible]ハたく

六月の[illegible]の徒然の[illegible]俗人の[illegible]思ひよそ[illegible]紙鳶ハ初夏の

[illegible]の師や

連歌のもとすあるいは

[illegible]の[illegible]を其筋のこと[illegible]を言ふ連歌の連衆と

かつ[illegible]の[illegible]方より[illegible]但[illegible]ハなきと[illegible]

流[illegible]一葉押曲て[illegible]

[illegible]の[illegible]用[illegible]但[illegible]要の[illegible]思て

岩[illegible]の[illegible]

流の場所の流を見[illegible]神[illegible]岩[illegible]を[illegible]掛[illegible]服[illegible]

もしらるるきあるて[illegible]世の中

[illegible]隠の[illegible]ムサボリ[illegible]俗俗[illegible]

もし[illegible]二[illegible]

[illegible]の人の[illegible]息[illegible]詞を[illegible]但[illegible]の字ハ

きめ[illegible]の字ハ[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

菴の[illegible]園を附[illegible]風流の白[illegible]とハ哀の字に悲び
懈の字をて敬ひめづる心[illegible]

墓[illegible]をおくる元[illegible]の月

[illegible]白を人の[illegible]て墓[illegible]を[illegible]なるる
通[illegible]の[illegible]衣[illegible]

[illegible]たき秋の白[illegible]

[illegible]白の静なる[illegible]を[illegible]
但秋の字ハ墓[illegible]あきらるの白[illegible]其歴[illegible]

一[illegible]

[illegible]の[illegible]の踊[illegible]

二人と云ふて汝[illegible]すまゐハおく[illegible]
日本の想[illegible]と言[illegible]の通[illegible]居ハさゐくの踊[illegible]

あぶまの[illegible]

[illegible]
[illegible]と言[illegible]
[illegible]異ハ大[illegible]
さゐくを見[illegible]
の白なり

つぶ〳〵一[illegible]算の名[illegible]

諸國のことを足[illegible]る人として獨身の旅者[illegible]歎息を
附[illegible]と[illegible]

我[illegible]の[illegible]

[illegible]を隠者とあて我[illegible]

[illegible]を喰ひつゝ[illegible]代

[illegible]あるやうの[illegible]あるやうに[illegible]の代を附けて喰ひつゝ

と云つてのこゝハ能をする喰ふことあり[illegible]花茎の白ハカクみさ

山ハも[illegible]

居代[illegible]白いて候ハ上巳の節の候さなるべ

[illegible]

山ハもと云詞は巳[illegible]の節を

その人[illegible]の為[illegible]ふと[illegible]の旅を[illegible]つなぎ

七部集曉臺昂註

冬の日乙歌仙

冬の日

狩るこゝろ　の次八弁高野の行脚

行脚の高野近かりしかば　名残を惜て　狩奇師と
なり行脚　名残を惜て　日本一の藪醤油　醤油
言　狩奇　醤油　藪　醤油　弁　高野　知　醤油　長
なり　狩　八　行　物好　なり　狩　経　行脚　なり　信　弁　高野　コウイウ　行脚　似
身かくや　九　果　多　行脚　なり　信　弁　高野　コウイウ　行脚　似
やいかくゆかせまいと言ふ　句

たそがれ　る　の　山　茶花

誰やらん　この　句　を　多　やれ　我　なら　ん
さうもみまんなんで　る　山　茶花　の　ふ　る　散　る　ふ　行　す　せ　よ　風　の
人なん

正言　名　ちゃ　ば　行　の
人　ま　ま　を
松　ま　し　行
ど　ま　ち　ん

豊後の国有明の海の水は海底つくるをて

[illegible]の水とハ高の[illegible]山茶ちの名所なり[illegible]

[illegible]あり山茶ちとうみを言ヒ[illegible]水と云なをて水を

[illegible]人なり[illegible]ハ只上の水と言ふ也　（又言）

[illegible]ハ行を一二人もろ[illegible]

[illegible]らの[illegible]をふるふあるる

[illegible]ハ[illegible]自るてハ[illegible]赤る[illegible]

[illegible]あり[illegible]の一[illegible]

朝鮮の[illegible]せのようなるなき

[illegible]ハ芝馬みせとハ陸方移り[illegible]鮮芝ハ糸スキの

ことく）[illegible]

日のちりくもり野をり[illegible]を刈

日のちりくハ山の端に入る之世のさびしき日の入相のさびしきを

[illegible]ハ[illegible]ちを白ひと云なり

[illegible]尾ハ[illegible]ハ其あるの尾又ハ[illegible]の魂ハ隠逸なり

[illegible]を刈ハ[illegible]ハ耕さ[illegible]て食ふことを思ふ身の[illegible]少人

[illegible]果ハ[illegible]尾ハ[illegible]ことなり

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]の[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ其尾ハ[illegible]人と[illegible]平なる

[illegible]

[illegible]の[illegible]と[illegible]を[illegible]

[illegible]の[illegible]と[illegible]を[illegible]ハ[illegible]を自る[illegible]帝る

[illegible]と[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]を疑を度

[illegible]を[illegible]思ひ[illegible]を[illegible]ハ[illegible]

清水寺参詣すること法

清水寺は第六の別所にて其上人法師

新古今の時雨をくしやをまして

時雨をくしやを其ものとは其ものとて（新古今の時雨をくしやを其ものとて歌人の歌）

あるものは貧乏にして虚空

主は食ふものを欠きなる可代り零落する家と成て

からみとは所多なり

田中なる小万の柳

小万柳為は柳のさかりを移す者小万がこと伊勢

多田の同名の郎なる者昔夫借金多くをして牢舎しける其

大臣の家に召云田中に小万と云女あり淑に美人なる佳と言

其夫牢舎して居る者の妻と言其大臣女に恋みて

夫を助け後に女を召取に遣ひ使へ明日こゝに

玉へ遣ひ使へ明日こゝに来ると言て帰り川へ身を

投る夫深く悲て柳を植るなり是則小万柳なり

（身を捨て深き仁なるとても我すなはち人にあらず）

貴人八ちんの柳

人八チンバの柳と舟とよせて

他する

貴人を捨て舟なるもの月卿

為るを方月比よりふね風のつもりて行を捨る

びんをきること

陳さうき町下り捨る

陳さうき　人を捨てる貴人を捨てとさうきと白なり

二の尼に情のさかり深く

一の妻こそ妻のたとへや 天子の御妻や御隠れなされて妻尼となり
禁中に近侍司と云て北面の侍詠る所 二の尼のことを附そ
扨しるさるとて附候こと

蝶々むつれてとびかふ白舞のも

蝶ハむつれてとそろハ世の妻の果さるを悲むや

駕に簾遠離たする

前句を一主と見て二の尼の泪の哀つゝみて居る姿と見て附候こと

今粧ふ言の葉をそれつ哀

前句を敵とところや因付にて又見かへて敵の哀と見て附候こと
これを見かへ附といふ

盗人の記念の松の吹をれて

前句の哀さを盗坊の捕え去たる哀さて附候こと ひき合

主しらず宗祇の名をつけしかの

前句の盗坊の松ハ宗祇之 宗祇松ハ近江之名を父の郷附
と云口又宗祇の住所近江ニ有る夫れ共宗祇住山田の庄宮
清川を宗祇水と云

笠ぬぎて無理にもぬるゝ北しぐれ

前句の宗祇水に心ありて笠を脱ぐところ是風流の心を云へるなり

冬枯わけてひとり唐かさ

前句の寂莫を冬枯の中に唐笠さす事と見て付たる
ひとりといふ唐笠だけなりと言こと

○

ちくしと碎けて人の見ぬ間の
菊の面葩のあるを墓の三時ばかりとして冬枝のまさきも
さらに見えぬ白し

烏賊は夫の母のふるさと

菊のを烏賊の鬢にとて白きものを白きものを掛合せるや
白きに寄せて亀の甲を焼て吉凶を卜して夫婦の
烏賊の甲にて白きものを焼ること是いとをかし

えさの謎もとけどしれぬきます

菊の烏賊はいかなる所烏賊は
なるべし

秋水一斗

菊の子説を此の秋そそぎ水に秋水一斗は

○

水時計や漏刻のことや

日東の李白の塔月をうつして
菊の一本もちつくすと云詩を李白のこと
水一斗は日本の李白と云石門山などの面影とうつして

ゆき木樵をとるもの聖子

菊の風流の月見として昆明池人をよせること
○ゆきの刺 フクサヌカシラマシ 禊もきの音 又昆明池と昆明の細工人をそこと多くて昆明陣

牛のあと第四の夕くれ

菊を牡丹花肖柏なをこて牛を失て其後を第四昆明
追見供養ナドコひくの故琴もち

簑笠

菊の牛の簑をいとあるきく
菊の牛のことを思ひ簑笠の項くと述懐をこめくや

あいすり　ゆく方の身をかなしみて
　　[illegible]の奥を[illegible]として又ゆく方の身を祈れ　よきうまでを
　　言を附く

きてふい　妹の肩うきてゆき
　　[illegible]を姉として妹の[illegible]を附く

○

後ひとへ　兵衛子志賀のもゆこして
　　[illegible]を[illegible]の[illegible]の人として兵衛を附く　兵衛は用ユ
　　六度サかんを兵衛と云後　織物

廊下い　度のくけつ　つたなり
　　[illegible]の兵衛を廊下とよぶ　廊下のもき[illegible]
　　度とのけ[illegible]　[illegible]　未詳

思へとも　世年いまゝ　衣を
　　[illegible]十七年ヲ日初学ト二十年ヲ日[illegible]ト三十年ヲ[illegible]

初恋のとも　袴着てうへる
　　[illegible]水[illegible]の武さ　世年[illegible]ハ世[illegible]
　　世を[illegible]　○[illegible]　初[illegible]を四十[illegible]の白髪[illegible]
　　年三世を[illegible]思へとも[illegible]年も仕官を[illegible]又袴[illegible]帰る
　　と云[illegible]

[illegible]年まつうんる　菊の　人うん
　　[illegible]又[illegible]と　早天[illegible]紀て仕官勤る　菊も枯ぬ[illegible]
　　[illegible]　[illegible]年[illegible]世を[illegible]　[illegible]依て　菊の食と[illegible]
　　食　刈　禄ヲさすとて　世服　[illegible]

貞徳

智恵ハ細川幽齋門人

四季菓子 秋の部

菓子は秋の趣(おもむき)をとりて秋の除(じょ)去あるを日始なり
又夏のもるを取りて今つるなるべく秋の四季菓子菓子あるを
せるもこれなるを合こころ

夏ぬけれと車引ける

四季菓子夏なけれど車引けると可ゆ車引菓子
夏ぬけるこころや又夏ものびきまて居るを之る者

唐ゴ月 袖ヨ親敵をなすすらん

唐ゴ月袖ヨとハ親敵の神ヨ餘の人ヨ親敵をなすすらんと
言ふ也其夏なるゆるさを禁や則其人ヨ其人を附なり

梅もをるる貞徳の冨

貞徳ハ世ヨ冨ヨ風流ヨ也碧梧桐をなす人ハ貞徳(生人の上人と云こと也)
貞徳の五園として桃園梅園芳園(蘭の名屋 花のもと角ひこと)
連歌の宗匠なる本也則誹諧祖すて長頭丸(実相寺)と云ふ松永人秀の孫也
正方冨の師ヨて細川幽齋門人也

冨こ為る法香の田 掌ろうゐて

貞徳ハ冨ヨる風流人故夏別ほ香の田掌なるこ五家をて園ヨ
いけおくなるんと其風流ヨちょいけるをろうゐること言なり

夏のきさらきを法なくて

法香を夏とよせ田掌をとりて人のせすきを法(ほう)ヨる貞ヨ
する時一百他ヨする時ハ他ヨ又こるこ言やこるこのこと

床しみて強く強く侍なる男

若き遊女を買ふる女をうらみて家業忍とも言ふ床しみて

さすが女も男をきすや

紙姉けのうらみ

紙さまざまけの怨いふ言葉ありて互ひ離れ

こう紙と為りしさが姉人を今は恨やと言てうれ

口惜と病をちきる女たち

病をちきる人男こ所病々故紙姉とたちしとこそ

明日　敵打　そを待きむ

翌日敵を待きんと炷人こと言ことを我が主ナリテ敵ヲ病を取ることを念じ

と為るの心まて敵よそ待を人とは所こそ

小三たちを盗とそをひとつくひ

小三たちは所例つひ明日の家様様敵討敵の所と見を附こそ

そ待人大将を一る視とするなり

月に高られ牡丹めすへ

所乱義の間ヲ牡丹盗人をなん月出て誘をなす月に近く

出よ盗人すを間ヲ間ヲ男ヲ牡丹富を又乱義者アレハなり間人

盗人の誤りなんなと

強あるヲ　かるに　破れ　砕て

牡丹ヲ富者人なるものを為るハ者こ古人能こを正りして

要を為の形を附こう牡丹ヲ鶏塒のうけ　望の殺盗人の

ひきこそ

うくとの地蔵堂町

うくとの町は市ヶ谷を西へ行る坂を地蔵
坂町と云うく事なるべし

初恋の世とも姫のいう人てく

初恋の世とも姫のいう人てく世の中の人想ひ今初の恋も
今日石仏となる人なるこのくいらやくくよえてする人の
身のたのなるを地蔵ようせるなり

花いくの美地蔵ゆき

花と世ゝ古歌を佳人の嫁をえて、おのれ立分思いる
今幾年立てよくくにすやと美哉思つ琴ちり

柳おり候まる道のなり

柳おり候る間と要を柳をくも言ていまを
仮塚の花と附るなり

うくすす起よ年始

常起よとこつ下とこやら女の句あり是句の白附と言ふ

鶯啼く梅い梅の葉さひ

常を倒重山居を又て往来人の梅をなり

三味ふん ふ琴の関人

柳に美流を名処に依て不破を附るなり三味ふんと琴に琴
三味線異名なるを不破なる人の業をなる形
を是すの美流て十ちる碁石を為
是すの附ハ五碁と美流三味ふる碁と為て先を對附と云也

春見

春見こゝに旅とゝ其人とゝて附うる年多くて、もの見えず悪しくて
云ふ美濃伊勢うる暮もトトトゝて住まひしてゝ云ふなり

きかあすす　師走　金つち　捨ひ

其年多くて附うる是ゝ貪ることゝ利りを思ひしまま人〻
トトに住てきかるも附ずうちるこゝも金を持給て其人の心を
ひるえしうるうる

ひとつの年のうちなりすすす

ひとつの年のうこゝるすすいちえ金をおけし人とゝて係西みて
一つの年をうてこゝ人ゝて附るさるなり　雨ふき附ゝ雨ふえん

蓮池　浮ふ　夕ゝ　ふれ

蓮池其人の附るうとゝて附うる是ゝ姿の伝附ゝ云

宮ゝ　ふ　ふ　ふをすき

其池のうる位人とゝて廣橋世俗の幽或為報とらスキを云

月　たて　庵婦　髪　毒抜

月ゝ廣ゝとゝ白ゝて廣婦の人ゝ多人ゝ又学者筆ゝ人ゝ
ゝゝ

悪　きあ　あ　脩（リン）　脩（ガン）をまつ

脩海を待ゝ脩原　脩師の母ゝ子を思ひて眼を注つゝ三人ゝ
古事ゝ天龍ゝ生て帰る同ゝ脩ゝ脩をして来るのなり　未悪
ゝ脩海を待ゝ恐ゝ脩をして待ゝ云

秋　師　ふ　ふ　静さん

秋隙の廣ゝ為ゝと語道心ゝ
ゝと云　禅ゝ

蕣の実つゝみ家しるちり
雫ホツチリとハ稀さく云ヲ附二ヲ一章の附なり

袂より硯をひらき山陰に
山陰ニ硯を開クハ独歴の僧　又竹杖り

ひとりハ典侍の局か内侍か
文治年中小原御幸之院御幸や建礼門院ニ付奉る局
門院ハ安徳帝の母清盛の娘　山居して小原の野外ニ出
こまかし面影

三ケの色鸚鵡鶺尾もの多いなき
禁中ニて上巳ニハ鶏合させ星を心ニ入て一句作ると珠数
作りくさ典侍の局か内侍かと云詞を鶺鴒尾長と染
さるなり　三ケハ三日也

老ゝいさかひ越の独活川
白ゝハ老人越の独活川ハ三月言ニ独活川の神事し
と云ことあると云と今ニ不知

枝をひくる僅ニ十歩

ほとゝ来て月とる葎すみ
けるを足にて来の足十歩ハ十間の事　十間　宿間も京定
宿も在如秋田至をとへて又暁ヶ別ハみえし

お笠きり花の稲妻
稲妻の如く世をもすくにそ暮らし
称る身の風来とゝて稲妻の人の行きのゆるにかくり別
升保の報や氷ニ月の行を稲妻とゝて人間の身の上ハ

露命を消す如しとなり △涅槃経ニ是身無常念々
不住猶如電光ト云へ

裏白の葉を訪ふ人の名に白くて

前句を早春ノ氷ニ移して貫衆ト書てうら白とも
おもくをつらぬく故移人の名のエンギとして正月の裏白を於出
しけるとみえて移しけるなり

北の陣を押明の寒さ

前句の移人を北面の武士として押明の東と云古歌の
詞をうけたり △天の戸を押明方の雲間より神代の月の
見えへけるかな

一の鞍捨あまきに風のすさまし

北面の武士ハ馬上にて出仕する也 其一の鞍と見えて前句の寒強
なる処を専ら故しける 流譜の変化也 馬鞍捨もハ作ニて

網扇の形しけるものゝ夫を扇とみえて附しものなれ

茶の湯ちんとしも寒る日の蒲公英

前句のきゝたるさまを又風流にえ出て附たる趣の
垣ニ掃除の行きあり

恥かしげにもあよむ娘つきて

前句の借むと訶寵と白ひを寄て附けやりつくハ可愛と
言ふもあり恥かしげハいつもことや巻る形ちこし茶湯師の
娘とみえるなり 臈丈とも書

縁組ふとつけ情くるめる

前句の恋ニ情を競る縁組と云ハ昔ハ思ひける女の方へ思ひある
男も縁組を掛る女男ハ男の掛る縁組を内ニ入る故事あり

露廿秋のすまふ力を揺りけれ

前句の終篇に云る情慧すと言ふ義と共に秋とあるこを疑る
ひぐらし

蓑傘さ（すそ）　滋賀（しが）唐崎（からさき）の坊

前の萩を信乗の坊の園として附や信乗は近江や

新月和歌六吉の旅宿して

前後皇の坊（すそ）双六吉とて蓑傘のまぎれひやかな
なる新月和を彩る者なり

新花賞人丸をきくすきく

前句の新月和を彩き流れて夏歩を附るわれて
白い新摘の数新月白を附なり

悪しるの業として離を生ずる
前句の形之又江芭賞人が離逃を又ゝ附之離は離之
命婦（メウブ）の君なり　朱なんどこすす
前句の離逃ゝ都の義人とて其の家の人は命婦なるんのく
之一き故離逃ゝの方へ朱なんど塗りなんとなり

離（こがれ）ものの伊津（いつ）の海の
前句一寸さ之命婦の君ゝ見まひこまゝとて附ゝ
水之まひと前句を之之

佛（ほど）ゝ冷ゝる　奥（おく）の解（ほど）きたり
前句の津の海之ゝ上ゝる奥を入て又西行が撰集抄ゝサヌキ志度の
浦蜑の長年と言ふ海の底空上人の勧ゝ寄て正念仏の行者と
なる濱ゝて解と言奥の腹の中ゝ行基菩薩の作の佛出ゝる

縣（アガタ）多賀と云ふ源氏と佛（ホトケ）わかて
荒田の場所を附する地を云ふ源氏ハカヌキの宮殿と云ふ又或説に
云ふ源氏ハ日向の高千穂宮と云ふ是なり

乙形（ゲン）　丑年の　圃（ハタケ）　六月

荒田の形人源氏ハ高千穂宮と云ふ是なり
是ハ菌（キノコ）多く入る

蛾（ガ）　仁（ケ）　蛾（ガ）　雲（クモ）　花（ハナ）

註に云ふ及其場所

荒屋の　二月の　城（シロ）　くうちなり
荒田の毛氏を城（シロ）と云ふ　能情に人なり

関（セキ）　海（ウミ）　や　矢（ヤ）　剣（ケン）　の　花（ハナ）　毛（ケ）　きら
荒田の馬の城の四つ人あり　是倭の七つ是屋にて暗
人なるなり　白いなり

庚（カノエ）　午（ウマ）の　雲（クモ）を　よこして　あつめ
関（セキ）の前まで　拓（ヒラ）　是を春日の松と云ふ　對附也

捨（ステ）て　ハ　宝（タカラ）　刈（カリ）　去（サル）　の　ひつ
春日に宝刈と在る色の名なり

咲（サク）　の　花（ハナ）を　ひつ　ひ　ハ　うつ　て
荒田の子を捨てて附する也　貴家の孫

雪（ユキ）の　花（ハナ）　黒（クロ）の　西（ニシ）の　竹（タケ）
荒田を遨遊と云て其竹人なり

禮（レイ）　言（ゴン）　を　が　庚（カノエ）　神（カミ）を　とく
荒田を金盤の人と云て所にきて言ことを白き又雪のきさる
禮義の所にきなり

[illegible]人と杖を[illegible]て[illegible]
[illegible]

[illegible]

三日月の東にくく[illegible]の[illegible]
[illegible]

秋湖[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

炭焚の巳り妻こはく思ふ人

前書の言葉を表面にして炭焚の巳が妻こはく思ふ人かな思ふ

とあるまゝと西にて炭焚

人の袖ひを殘へ[illegible]　寅今

前句炭焚を殘焚と定めたる又妻を殘と對附

花蘇馬背の　春平　美濃

前句の殘ひを花蘇とおもせる是を殺意といふ今殺れ

殺せしも白背の外を定正きやと云ふや

殺るる　蛙の　月　逃うや

前句を定正を殺るとしたる蛙の白きひきゝ

殺られ　秋の日　酒なるる

前句を陶淵明の其住菴をして附ること殺る其和猪なとへ

古きことを殺して陶淵明を附ること淵明酒なきと思ふ対

夕暮の人と酒を待つる酒事なり

十秋　殺る　笠を　平　振する

蒼生なる人雄人傘さるの笠を附て後ようさうぶする

十秋八其花にして秋をおせるなり

如月　如月の代　澄　四

前句を笠をきて京の上の賀を如月を如月を上て

又人の上る如月を如月を如月を上て

如月を代稲の毎年方新年の日

岩倉の　賀　なつ　以

前句の名所を附ること

山嚴倉ハ[illegible]
いつれの嚴
やうのものあ
の賀といふ
唯[illegible]
俗へなり

妻こそ黒からめ
通りして炭売の己が妻こそ黒からめと作り思ひて
…しなへし
粧ひ鏡磨　寒
粧ひを宜ふするより又妻に縁と對附也　（鏡ハ寒ニ磨すます）
まかり　笑ひて
とぬりやるや足を観むといふ今雅也
白骨の月に足近重や、と云ことや
月越のや
んと称しくろくら、糸の白きひき
白鏡海なをき白

明の其ハ住帯ふて附るる之、鏡に林和靖なとへ
陶淵明を附くり　淵明酒を好しきと思ふ可
酒を好るる故事なり
と本り　振する
へさるの花を附て後より云ふかすや
秋をおもせるたり
ゆる代みふり　激山
の上加茂胡麻千代稲荷あり胡麻をよみて
打ちて時ハ揺ると云ことなり
千九月初午の日也
つらしのれ
を附る里を對附と云

岩巖倉ハ洛陽有四方ニ座一切經地之右のうち
いつれの岩巖倉とも知るものといふ一ヘ温泉ありて湯女
やうのものありしことといふ其湯女ニ馴染む事を岩巖倉
の聟といふことゝぶ説申若輩の頃さる人より聞け、
唯おほよそに覚て何ニ出るつけなる、又何人の
傳へなるか　志りしと聞るらしを今後悔す

あるかぎり布つき唱へて笑ひかれて
笑ひ[illegible]

夏いそちをあるる　三年（ミルガホ）平
若き男人の附き笑ひかれて三年かひぶきく

すてられて[illegible]の離れる
人を能拵て附き[illegible]

火あのあ巨燵なきくをんん
其四五人寄りあつまりて附き[illegible]なれる人をん人是が
ひきなり

門守の[illegible]
若きを門番と定めるなり

血刀うくす月のくぶきり
若き[illegible]をうて[illegible]人をて附き[illegible]

事あるて市の鯖七つきく
を[illegible]の[illegible]海をて附き[illegible]
ひなり事と寄きとひきなり

冬の[illegible]
若きを寄きて又[illegible]
ひきなり

花は浪花の懲（カビ）と[illegible]
老人なをを思ひやりて能の人の[illegible]花も桜も懲（カビ）る[illegible]
の如きなり

僧の言葉に頻りに答へて吞む

元言禅師を附くこと有るを怪しと云ふ一家なり。古今雖詩頌に四吟の色衣なり。中後と云へり。

白燕

白燕偶ふ雨を浴び
来るを清浄鳥の人と云て白燕を浴ふと附くるなり
白燕は清浄の地に居るなり

宣旨

宣旨の剣を打ち鍛る
法華経の剣を打ち清浄の地を撰み打ち
八十年を三つ重ぬる毎おて
定業の面を改て長命の人と云て飯おこと申付る也

七夕

七夕の妻は女七夕の天帝の壇なり

雲間月

雲間月 樹の色 答む 叶

七日の月は西南に出るなり附なり

蘭の油

蘭の油 トホ木 者
蘭の雪上を附る桂に蘭の對なり

賤の女

蘭の油に賢女と云附なり

鮎瓶

鮎瓶 瓶 瓶を洗ふ日の者
栗は唐土の名物なり 日者ひくまなり

坐禪觀法のるやを言うて氣を吞む
とふ氣を調息の黃ばみもの又山吹
ばなりのもとふ一巻の古今誹諧歌
山吹の色衣やいれとゝと答へた
ばなりうて

[illegible]を吞む

[illegible]の人とゝて[illegible]を法ふと附ること
[illegible]

[illegible]を法ひ

[illegible]を[illegible]る

[illegible]の[illegible]を[illegible]ふと附ること

[illegible]を[illegible]る毎おて

[illegible]の人とゝて[illegible]を申ること

[illegible]もるもの[illegible]反
[illegible]附をふまを附ること者[illegible]の對附なり
[illegible]人[illegible]天帝の娘なり

[illegible]もの答む时

[illegible]ふまりの附なり

[illegible]ド木[illegible]者
[illegible]を附る桂[illegible]蘭の對なり

[illegible]を[illegible]る女[illegible]を[illegible]る
[illegible]を云附なり

[illegible]を法ふ日の者
[illegible]黑[illegible]を法ふ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

田野郎命ず

雲月や鶴の行くこと為すなし

今日五穀俗の称なり本朝世世の変相をみせる。赤月の
桂をもてるをもの名を鶴と為して雲の白きと為す例思ひて
俗の名を菊入と為すもなほ行くと為して寒き風情
但霜月の雲の白きを掛合の姿とす

冬の雨夜の長れなるもうもう

毎日此眼当まうと思ふと自嘲せられし門人問曰世を表ハ
天晴と毎日さる飛び出るハ人一里も二里も見向
白之依て何を為てか発るやうぐまれて詮なし天を場不
えう しして上のまれ後ひ多変俗の嘲ト宜う去年生服の盗と迄

樹樹山々の体なれども木の幸潤

為るを言ひるとして朝日赤くと為るるを林辺の
庭に移りて体のるまて庭のうるるうう所々に緑附る可見
進門の俗なり

雪ぐる井の地をあれて

実の山々のうるうして寒気深をうり出てハナドアハつて言
北条より武田へ地を留うを思べし

雪もちき黒雲月の為てと

兵粮の為てうう俗語の雪をて月のすくと
ひきうう雪もき黒雲と野陣の股地うる黒雲
して静なる神と為るものるを可見

雨もる 歌 蘭

生て

弓八袋コ太平の御代にもてはやされて雅興を添へ
らるる作者の働らくを但穀と蕎麦の両様と可思

秋の夕顔の白き

秋の夕べ涼しくなりて
西郭と京但穀皆すれ違ひ越を示論と言ふと蕎門の一例や
秋の蘭八御発句の題なるべし

漸く　晴れて　ふる雨

こるうぶ山御旅殿を発句の清足寺とこゝ迄行くなる
と云ふ詞ひきて漸く晴てと八言ふ

窮として　柱の古の　ふるさと

ものの庵をすまう

茶の香を　迎へる　ほの香

雨後の庭樹とうてかせ系なを庵をぶうく云ひけゝ但樹の
木一抹淡白をうつす

竹と餘情有て一方の面目輝なる

紐を過て　鳥帽子の女　三十

秋の夕べ一物を起て御大家の面影まで
殿の歌を自然ゝ系を鳥帽子の　紐ひきゝ

庭の　木の葉　ほの　ふる衣

さびしき庭と云詞ふるこゝゝ木の葉ほとゝ大家の庭ま
ゴナミ訳なとあるめし　房衣と隠妻の縁ひなり

夏深き　山橋の　さくらも

実の木を紅を言ふ木を紅深きをひきを衣の橋の縁向
美しき桜なり山橋八雪御拂ひ花やとなり山橋
廬橋の字正字也

麻うとうふ奇の生まれもむ

惜しむる者を素ふ心を起して出ふる隠者のすがたを附して麻刈と言葉を俗なるまぶ桜麻と言ものあらんきよ

江をちかく獨乎庵と世を捨て

後附に可笑言ふ麻刈と言ふ集の一作にて其人を定ふ

高月出よ夕ハ鶏なる

こゝろうつくしや獨乎庵と云ふ我心より我仏なるを

高月こそ

旅衣篇よ義もを和ふ

前の物語を受ける人なぞこゝて公卿の子の姿を附ふ

但臨と云ふ義篇の名なり

宰嚏ゆるす木れの山間

後附にて左近の人とこゝにて〻ケイゴの情より罪人を恵

より出る面白なり

骨をうんで咲り涙くゝ

山間の木枯場を墓所とこゝにて罪人の妻行まもく

あんと悲しくうまるなり

七倉の義をもゝ

おとろうる人とこゝにて七倉をとこゝ義をしぶゝ

寒庵しる祈をこゝろこの果とこゝ

涙の上年屋を引鶴を捨ひ捨て

義を捨しる人とこゝにて蓑鶴を包む用也但拾ひ得

て放す心なるん

御幸するもの多くすなり　御幸の証拠を云て附箋
龍の絵つ等きの奥なるべし
早年の池川とみなして墨絵の水なせたる証拠但高上の
ものなるべし

ことを思ふ年の小角者の古物

蕚家まつりの岩の揚く白
大和堺まつりの小鶴の蕚の花但奥州の名所
なるべし夏蕚の最多きてつるの仕立働き四と云詞を聖書
けしの花の小坂立
荒る明地なるべし
女なるべし

なるべし　蓮の実　たるる蓮の実
るべの蓮を折て散ふ新なるべし附箋ひきくと言ふ
但小角の蓮なるべし今八一名蓮ふとも水陸の差別は有
静さまり　飯蕚の拾く月の花
寺院なるべ蕚てさひき新あるべし飯蕚の証拠を云て
月の取るべる家蕚のるべる作妙也
蕚の実　孤　孤
山さと詠こるべこと所月の詠移る
鉢樹　蕚樹吹れる片庇
荒る山蕚の新みるべし　刺物を証拠して金使孤の盗喰ふ
こと云べし但孤の名なる鉢と云ひなるべしひきこ

三ヶ度 [illegible] 毎の 裳

[illegible]と云ふ裳の裾を云ふ 裳の裾に小袖を [illegible]と云てカリモアリト
形容〳〵但裳の裾に入
[illegible]

[illegible]の 袖も [illegible]

裳又と云ふ 四つ [illegible] 深草の [illegible]を附ける 但やはり
下と云ふ袖 昔 [illegible] 裳を長くすること三尺とあれば

伏見木幡の [illegible]をうつ

[illegible]の [illegible] 深草 今の伏見 木幡も甚できる [illegible] 附 [illegible]
袖 [illegible] 砌れ [illegible] 花を [illegible] 但 [illegible]の表 [illegible]
いろ〳〵 男猫一ツを 捨 [illegible]

伏見木幡の武藤の [illegible]猫と附ける [illegible]の多 [illegible]物 [illegible]
神 [illegible] [illegible] [illegible]
但 [illegible]と云ふ袖 山 [illegible] 深草の 少 [illegible]

妻の [illegible]の [illegible]を [illegible]
[illegible]て其人と [illegible]

水干を [illegible]
白河の [illegible]と言ふ [illegible] 但 [illegible]の [illegible]と
[illegible]を [illegible]て言ふ [illegible]
[illegible]

山 [illegible]
[illegible]の山 [illegible]を [illegible]る袖 [illegible]
[illegible]と [illegible] 但水干を [illegible]

なほ、ここを傳ふ日揚白の弟子附ぎれども其場の
世宣ゴ依とい[illegible]事」形各手まして揚白をしるす
三歌仙の曲節乱ゴ学ぶべのべ

七部集曉墓郎註

あらの野員外

曠野集自序

誰ゝ為をたのまるゝ事なく

東四明に梅麗て　みて志のこゝろ詠ハ云

東四明とハ東の天台山をいふ也四明とハ大唐の天台山ちう
比叡山ハ唐の四明山をうつすといふ　依りの為ハ正後をいふて
吳唐の國の人之ハ井家の臣にて文武の武士や生涯の花鳥月雪
よりの山を仕ふる所ハ弱をくんする義の為をとゝ考へ

終を詩をつゝしむ　心ゝ有ハ無ハ

物ゝ外ハ唐ゝ石ゝ詩を作ゝる其ハ深切ハ者おゝ水ゝ石ゝ有ハ共終を詩ゝ作ゝる
思を思ゝて其上我ゝ人ゝ貴賤ゝ其思を知ゝ為ゝ有ゝ者ゝ也ゝ　ものを見捨て物を解ス　云

世文の人の
三人ばかりいくさ物語
まこの書の自注解釈
吟じて所のるの調子
をを作り　うます　海の
うきすて云ふのうち兼
行の歌の移り
門の石原伝説のやすひて
原の月利をとつ秋の
体とつる原の月利を附
是又世文自章

武士の高野山に
はるを登て其の所
所をめぐるのこと
高山を見て考てめぐると書る所の
所をとつて
其地近とつる葉とひきこ
陸の
伝説
経とつ
ます
所をまこの奥とつて日蓮上人の笠の穴屋の面
つつと
陸
る
れ出す経を伝る穴とて二百三十
三
隅
和
歌
歌
所の
所の一節を附て
地の場を

の利なくて、けられしを
くるも忙しくて
如元子遊ぶ解し　絶句をおくりて生姜を
好まれえらう
ます　俳の陽炎
のうちに兼ねて言葉を眼の怖くらし但
のやすひけ
つ秋の雲
利名附らし是又我友へ二画章之

山に抱きし
字より高山を恩ひ寄てめでたいと書て返事の
之
る棄と云ひきこ(派の青ひきこ)こるおぼえなり
んて派の町の春
りちます　艸の上
の奥とえて日蔭上人の竿の家居の庵新し
わてとる村々る
足様子として二句言たり
る西きる雪の端
附る小、十越の場を論きたく

鳥とまし　のぼして渡の金波をさらしく
なまのうさし　うます涼へる　夜首のまる
とととふことをよくかへりし

千るいとなるも　小山のる

なるを秋として　且角を附てこれる四月の末命なり

一日千秋の卯の刻より巳酉の刻なり

姥さくらひとく　桜も咲のこり

花とみるこゝろ桜ゴアリて　近桜を附てこれる　イトナムユ

当移り色アリ

あてこともなきこゝろ月のあり

迷こ咲桜と言ふあるもなきこゝろ

霧の月ハ泥のゆふ

アテもなきと変態のこゝを変みこ俗ユ重を綱ゆふなと言ふ

ゆふなとして月ユ弱の移りを言ふ

秋を　狐　泥　海　の　毒

霧の月と月はなきを含み拾て小たるみて秋と定るあり

拾こ作こを含む狐泥と云ふ人皆勝を断秋天ト言侍ノ

詞ヲ聚リ泥ノ山ヨ泥坊のる似物なり

宵こ千鳥　利根の川舟

吹方の見情ハ是こる「まこ」

冬の日の　てらこと　かき日こ

てらこと　言弱いあるの移りと　見ゆ　吹ゆらと言ふ冬の日と

去秋あれと言ふ一章ユ附こ論なり

ぬくこと　市の　提灯なく

狐つきこゝ人のこゝ　ふくるらん

ふくの俗ヲ狐つきこゝ　こゝ言ふ

柿木の　郷　寄の　酒の　ゆふこと

雲上ユ弱ヲ寄るを狐つきこゝ　や命ゆるでわらこと寄ゆふる用ゆふ

師走の廿日ごろあるべきと聞き侍りしかば、柏木の陽門まで難渋のよしなり

さゝ和くるのこゝろ

柏木八幡宮の宮司の家に、歌の題を附して遣はす

つゝ[illegible]

月の歌寄合

頃ごろの月を附くることの用を附くることなれば、小もきゝ小く業

秋のゝ月

辻角を酒屋のとゝ人情を拾ふる秋の月のひかり

姉[illegible]

他を合あはせ形勢の男子の合みて[illegible]

白六篇つゞく

千鳥の諫

家の姉と交張脚の中ごろ[illegible]

愁[illegible]

[illegible]

[illegible]

墨漆て　五月　毎年つまれて
神國の証　をかて　こるこまの後所なり

萬雑書　刻て　二十はいおき
大なる　たいこと云ふてこと云ふ語のたきこみイケ大根の葉をもつてもるこ
切干や　但切干ハ夫季なり

遠浦ものや　海平　ちめあきた　蹴とり
標さすと云ふ所のもつて海の廣きの為當所なれハ用所を
拵ふ　ふさる為ふ井をもつて　目印とする事　標　左の事
て　標澪　同　但標　そらふ

夫の　船百　酒のちきり
海の遠浦と云語　汐干　碧の根　そして　井後　宗なる為
八角　年　と云ふを合て　宗と云ふ　遠鄙の　浦遠を　可思

百足の　擢る　葉
其海の　つまさを　百足　ふ　ちきり

夕月の　雲の　高きて　井泊
撰阻　ちかい　百隔　と　語　雲　ふ　日和の　ふ

[illegible]の裏を[illegible]

日本の古[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

時こそものさくるあしの夢

物さへ喰てあとい物男ふ時をとり言葉ゐるを花まるれて
物さへ喰あるまるを時こハスをて可[illegible]

八重 [illegible] 蘭ハ [illegible]

あさへ喰てあと言ふを言葉の姿をとをて山吹を思ひ寄をを
たをちと八重咲の姿 陽夏の法を八重も山吹女の名を言ふ

日の出れるかい何をもん 姿を

山吹を鶯ハ移こ長男の命を惜て若き人の歌ひ葉の二夫を
可思

[illegible]

[illegible] 葉の上と言ふ 但心安[illegible]の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

思ひ合せてとかもかく高流
入れてを与頃ようて能もく思ひ合せてとびまそう

やゝたる秋の二柳あるる
その日のさびき姿を移すより但こ一章

乙名も大方隠る家の家
出羽長谷の石隠とうて家の高とい高う但本隠る隠るの
話いひいき

夕陽そもかく安房の山陰
家を不化家とうて小陰を寄せ乙名隠る峡地の安房
八月乙名
夏のりかるる乙名流の思ひまて

水橋ハユキと言う早魃の年として附う

柳のうふを入れるう
沉を井ら結うて柳を寄うこう乙一章

人並年服さ一うてもり竹
籠番通す人並を流を白色う

つれ田仕事
人並と言う精神実も白色並て言葉を家田仕のるとそう
後陽のうをみて家主は孝鍬を田仕と言ハ新年の詩句

[illegible]

蜂のこのの卵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]んとたとる

野面カヲ拭ヒ野辺ノ思ひを附ル是を得の海

[illegible]

[illegible]の中の木のもと

[illegible]

火風の[illegible]の衣を[illegible]て

多くく希なるを言立てるよし 伝説物語のカうや姫が

大風の空衣を[illegible]て[illegible]（多く）さあらぬ隠人を世ま

[illegible]ものを絶境に[illegible]ことあり其面影[illegible]

[illegible]

[illegible]

山里の秋暮

東の方なる山里を山里と詠ずるなり

生駒山里の暮れゆくなり

馬の足だ馬の外たるべく

サヴさこの詞より一つの句なるべき歟但し上句に仮名遣の

池さへ金井の水の面

金井は夏屋の西中仙道なるべき歟

蓮ふまへて蓮葉あるべき

西中の内住まるべきなり

つくづくと鶴着るべきなり

農家の口あげなるべきを及て馬懸川井の外の釈義を附べき

時しらぬ捨ぶ山ぶ

家を自を他の詞なるべき歟

鶴着るべきなるべき

鶴の毛

仏法の毛を

仏法の毛

時雨する音の滝

時雨する音の滝

芳命の門さみ

芳命は後まで

時雨する芳命は後まで

次第にうすくなりて
雖然その色なる事
妻の新十五夜月をおもくいん
海陸のこゝろにて云一章
五月八月のこゝろ

新たなる物の
新たなる情を
如月潔を
月の潔を
山の
是又一章
山の

周墻まきあんのをもあり
行ゆくもまだ行あゆかぬ
と言う西行法師の
ゆかぬ行あゆかぬ
家の心なり

雨のうつる事
ゆかるゝと
行

引抜事八聖

多年の日と云ふ引籠り居る人とて聖望の執向で
ありう但カリキュラム湯島者ら張りもん聖望の歌
碁敵ト言ふ所り相逢ふ伯雅三位輝も許通ひ
面白ふ

あふさうもも人のうらぶこころ

思事ふ知れん年井の春のやみらんはる角ふを附て
ニる一ふとたふ

たつ春新潟の春の場る春

新春と言て敬新す知れて張ふ集る俗の
盆さ通ふなるを比ふきふ

通ふのつひてうみて逸このふ

ふるる歳ふの知れふ若ふ事恋情を附ふ但俗附と可見

六位ふ

ひとうと言ふ錦繍唯人生ふ須臾ふ事ふ知ふ

代年ふ味はすふと結ふて

六位ふの駿ふ人ふうふふて言ふ張を安ふと言ふひ
て百姓形泊漂ふの代年ふとの見

月の新ふふふ つけよらおるふん

ふるを姉禮の子と為て冥の附ふの礼と為ふ但ふる
一ふとふ

もの時ふふと心まふ人ふ

冥ふもの移ふ人ふ急ふの語ふん心ふ見ふことひ言ふふ

文仙夢ふ 浴服あきふ 義の為

鱒の集ふふ与あふて と赤と司の張ふん

心ずまの猫を猫ひ猫をカイホウのこころみて一多くビの食を
執白えうう

かけが移りけよの省経の井
さかい猫のこころあるも逃ことを思ひて下女輝に言ける猫を
かけ ぎかけよりて下名ぎうう

角人とたりてる猫相ぎえをう
老人とりて宮任の下り居を附う後附と可見

ユイ心ある者
老ーサマ

新の猫 嘗ハ信濃ろふ甲斐
開発面白を移すう

秋のあぶり昔浄瑠璃
狐達の芸ケなきを枕屋ひ、みせ其人の昔浄瑠璃

めてうう 呼ぶ猫 呼ぶ猫 猫の猫猫を猫て附う後附を猫の
オコリ猫ふ猫猫ふ後有とのや

暑さ戸和猫のけ猫ひ
ふくと言猫を暑さ猫無る猫を附をうう

堪

大 猫 猫ぎうう 附のるるる
猫るう次の見回のう猫を附をてる二多
と考うう

主猫ぎと猫う本猫の 44 猫
角の猫猫て無行る今人と附をうう

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年ごろ集まる人々衣被をうつの音聞くたびに袖を濡らす人多し
集まりて一夜庵の南面を開くに其心よきを自らせうと古人
のいふも心を用ひ小
み野なる浦の松風の音
波間なのみもち半夜の枕ゆし南面を開くとて
汐干のゆふ時うされと分ぬ袖の波上茶の袖をかへ汐干ゆふ
下ゆふ一味あり
山へ遠入て 松
為命の人の旅をもうれぬ人の味
酔ものの水の欲しきを
山へ遠入て南を開く但他の為
孤会 独古 隣 静
萬の輝なを解て遠
寂蓮法師の歌を毎夜聞の為ひとを
を聞くれば
又
敷もの 号遠
孤会の酔上を為ひとを皆遠ひとをひ
蘭の 酒して 押
きを聞くを為る蘭の旅あるを酒ゆ
泊を
酒の涙袖に白をこすりる袖をことのをなり
まつと月さる 孤の袖を似て
蘭山をこらす白蘭の酒を聞く其蘭の主人なる一但
秋をふるのさびきまつとさびきをひきをひ

人の請まゝ　こゝろのもとすゝ
もつてと云て家を出て俗家の人とて附
給ふ　ゆゑに　仏の道を　ゆゑの
晨業百の人とて大願性を発す
あるゝて　小法の　の　
皆自　中　念仏　仏
小法宿　寺法　出家自者念仏を附
百　所　花の
念仏を称る者百　
嵯峨の古路

田植歌

田植きゝて　植　
苗を植て　附
但花を　附
物の　但田を　
来田植　他　田の中の立稈を引通　申
名付　言伝　田植をつくるを　

深川の夏

夏の　
かぐひすの　葉　ひすやと　申　テ歌　雨ハ　ハ
カラヒヤハカラヒタデハないかと言を

[illegible]の月

[illegible]の月をもてあそぶ人は何となくさびしく人を思ふと
懷古感慨さまざまとなるものなり 海志しるすと云強い所民
の月をもてあそぶと云ふ

藤孝[illegible]屋敷

海志[illegible]藤孝[illegible]律義[illegible]者[illegible]非情の
草[illegible]を[illegible]的[illegible]
[illegible]と[illegible]

[illegible]の名

[illegible]の名は何[illegible]
[illegible]と云[illegible]
[illegible]

[illegible]の大きさ

理を離れると言語を[illegible]て在る[illegible]の孤を附す

[illegible]

[illegible]人

[illegible]人を附[illegible]但孤[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとをしうして師をのろひて
表をそうる醫を追従ロイソカレトノ由
ひとりゝゝ行わく　土佐の　旅とう
あるをスイキヤウ者をそうえてあみ　もたやく物をそう

形見ぞ　古き文書の名をつゝへ
寺の系譜ヤキヨ定メもつて　獨の後ろ　書く名とひきて　文書と、
みさゝを名をる仏ものして　掛軸トハ　ちう

思ふ　ものの　ものの
こる一章　以附理屋　と　詠まて　悔　むへうトヤ

衣うわ　あまうう　あてやう
足袋たのせあト　云をいうそうて　後ろ　家工　を　ゝ　き
説き　客初を　述玉　う　但　曙工　衣こハ　雅り　移り

物　の　ものの　うつて
物　を　曙　や　衣　くゝみ　月　を　自ひて　アラ　やう　うつ　ゝ　ひ　ぎ
こる一章

月　も　出　う　る　ものの　うる　後　を　ゆ　て
舟　ゆ　ゝ　ゝ　舟　こ　他　月　ふ　ゆ　ち　ゆ　ま　を　ち　比　え　と　　こ　ま　を　ま　え
湖　の　る　手　ゝ　方　ヨ　並　（ゆ　て　う

物　を　の　の　軒　ま　つ　け　る　ま　の　ま
丸　ぬ　き　ヨ　ま　の　主　と　白　て　加　ぬ　き　の　後　ヨ　ま　人　狸　の　ま　つ　け　る　と　ハ
ひ　い　き　こ

又　ま　ま　ハ　所　ゝ　き　ま　の　板　う
唐　と　え　字　ヨ　表　に　の　ち　と　陶　セ　工　ハ　て　ぬ　ま　う

ゆみをとりて後ろ向きつゝ
ミセいらつ子ゆゑ奥へ入ると云ふ意味なり

ものあのしあるゆゑ神の物いひ

ナナ枝を神枝の見ひ寄てゝ後紙の後る神るの白あるの
金神物のとゝのいぎるを物見ひとハ言西て

人きていまく清坐の白ひたる
巫女の男ひ北多くる意人の立ちたるゆゑ
ヤゴトナキ方の所ヲ言

初清てゝ堂の庁陽
オミシと云雷天後より厚民の玉鬘などの面るを時也て

子祝 年のあるゝ 言祝申て
堂名記の中る置祝下為て庁陽の語より年のアヒヒヒ
垣穂のさゝけ 垣ハこゝ
世多の写あるのりまこ世多の年大角方の後ハ倉紅すて
年のあるゝ とハ張るこゝ
とふるひきゝ

あるゝて 好の妹 うゝたるの人
海ミを移りて後ハこゝ
お根ゝる後る白ハをとりて
ゆゑてとふを渡の会て思ふ人を
雲
あの神ハ高の後て むすび
夕後工渡ハみとゝて我でゝなると思ふより 生渡とハ為
玉て但云る一章の附るゝ

雲ゝ年ゝを渡の
金ゝるゝるゝ
あの雲ゝの渡と云ふ
世日ハ法ゝ年

地走りする水の流れて
この句、ふるきを新にイカメシクの句の様なれども、
流れて、夢覚てと見れば、なきと云ふ事や

四時をくるる月の曇り
凡練の拳自ずから

蓮は住わてうく

荷葉の月　荷葉の文和天陣方

荷葉の出たる角の行く角なる故、和の意天陣方とハ
陣の字助字にて只方とふ事ニ御陣流のつのらず口し
又方の文とうるとあれハ普唐土にて禅武とふ人夫にて政御懐武
思餘り雁ノ足ニ文ノ付テ故しやしとも無故事ノ雁ノ文ト云ふ

三角の月　月ハ三角なるすれども
其角ハ芭蕉の姪ナリ三角ニなく所ハ三角ナの月とハ
仕当名月歌ニ云ふ

菊十秋の夜月を引つれて
月をうるる坊なるが菊と第ノ月ハ其角コトなるて十秋の
よるきをとるが我ニ今夜ニを含むを引つれ夜ノ月のを
云ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三河の由来を家に至てチラしら物思ふことの多き、師走に

夕[illegible]都の七さと 俳諸

伊勢の津より四ちゝ三河の国[illegible]の面影あり

六一年 蓬[illegible]ひ 竹枕

筆の多きに[illegible]連る旅人として定一の張を言う

蓬[illegible]は宿まつきる[illegible]

後歌 [illegible]

定一の張[illegible]の張の[illegible]

伊勢の八朔

[illegible]

[illegible]

伊勢と言ふ[illegible]八朔の[illegible]

八朔と言ふ[illegible]の張の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の鎖国政策

[illegible]年の代として[illegible]を行う[illegible]を[illegible]

[illegible]ひきとしたこと[illegible]

[illegible]を可見

ものいわぬ[illegible]の風とう

[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

月の宿書を引たす中る時て

ら〻宿と云る時て御ひきて月の宿書を引たすと近の
詠を先生が宿として其中に無学の我い時てと云る

外面芝の仲かるの川

家を本宅学者として採芝を附て云る一章と云る
但外面芝と負ナトノ芝新宿のこと今詳て聞まこと

川越すんで堀切の道

二条一条三条の馬川越すんでと続くると可之川越水ぶい
越人が分を言葉ナニ為て道の所なるを言い出者こと云る

庵流新の道通る和山道の面を

堀切の人面の格別なることと云る者歌島の面的

沼ふハ云ふ

細ハ

他に他を附て云る一章と云る但道通する詠ハ存細
やまひこの花〻

なるぶみ人なれの海者

家を女と云る静世を面を附て義経と云れる
之を云る注者の河ハ流流のひきこ

後深草人をいしがる

家を死別と換骨て出家のもなるぶわと思ふと云ふ
之を云る

なるもの沖あけする見

家を之を家を又て返初代之の精返物を制等する
形の所〻

初雪降て一の人る

家を開安形みます歌を制ますけ今を山て出流を入きて

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山川和尚の句 あるや 抽ずらん

あるの人情を生類に移して其を山川草木にも推すべきなりと言ふことを云て人間に用ふるとの意

稲をとるあとの雲ゆく

稲の穂多くして其力せぎハ徳山線の背に葉を伸

と言ふことをトヨカラスと言ふ一章の心なり

ありのまま押合ふ月の雲

雲ものをトヨカラスと言ふ きと気色のるを言ふ自 おのづから其さまを

言ふ押合ふ強まる徳ト言ふをひこのせるなり

あるとしし 七穂の山秋

月を秋の持つ 押合の強まる又角の辺集まるを陪ふ 昔乃神餐

勇別の住居てふ玉ゴ宮遠鄙の萩を七穂六ツ入て都へ参る

角まで其又角駒変ゆ

川城の歩みされば 秋の雨

ことくしと言ふ歩みされば今の角として云一章

あるあの 汐ハもつとも 俳て

き 秀吉とこて 秋と言ふ 強き若きの 強ひを入せる

ら 起こる おこす 御の 俳

夜学と 又学して学者の不化とある

旦見 見せて 初年

七寿の人として 旦見の召初の役を勤

ケ三テ キソメ用ユ ミ 初年の

ソツ[illegible]もうとうす[illegible]ぬけ[illegible]年
初午の宮所[illegible]奥深き林の中の稲荷の場を陪[illegible]

[illegible]行[illegible]て[illegible]あ[illegible]冨[illegible]きられ
[illegible]輪めけ[illegible]ゆ[illegible]を定[illegible]て[illegible]残り仕業[illegible]わ[illegible]あ[illegible]を
[illegible]ぶき[illegible]白[illegible]せ[illegible]

[illegible]ナギ[illegible]ち[illegible]と例の[illegible]ドウ[illegible]を

[illegible]ちでの時
道を社木[illegible]
夏[illegible]
数)道[illegible]

両岸[illegible]
道[illegible]鞠場[illegible]

[illegible]雄云[illegible]社前其外[illegible]道の
[illegible]道也

新[illegible]く[illegible]ら[illegible]れ[illegible]七十間
鞠でり上げ底と陪[illegible]道の[illegible]
[illegible]毎の干[illegible]奥[illegible]る[illegible]づき[illegible]
古[illegible]酒と言[illegible]神代のことを思寄て神祇を陪[illegible]
[illegible]ら[illegible]を[illegible]く[illegible]て[illegible]る
新毎と言[illegible]毎く社[illegible]

一里の炭焼ハリつゝ

陸奥の国にある山中無屋と云所にて小野の里の雨乾の家
小野炭と云ハ是之一里の炭焼ハリつゝ初て出る事引続て
長水で知れて云之耕さだ〻て居るの風俗を知ること

笠のとんの親鳥

おなじ陸奥の山里の郡を云て笠と云ものを
親の形を考て加へ子を知ること

「檜」
きゝそ初る「ヒノキ」木をこ引て後ん

ゆるの強い山ことにあるとて桂木引こ後ん事ことこの
上を桂木を寒こと杣の工やとぎ石木とハリし木のこと きゝとさハ
檜幸紅なり

扇

堂塔の善法寺の寺僧ともて一向宗の門徒を会
夕月の入陽をゆき

月を見ながら 陽陽と云あぶなきこと時を会

俳諧郭(つナ)をつゝもも 秋

陽陽と云ことゝの趣向を立てまきの後つゝ近ひきこ

蛤とゝハ立女 中

おなじひを抜きとて女の趣向を立て他ことゝ女中の間よ
蛤立てなきを可知

見てもうこき 紀伊の雷電

時雨亭と云ものの潮ゝて東照宮の法華経
美濃国なるを言葉にて常の詩こ

三橋庚二三玉津島と紀州にて

[illegible]

是又云る一章こ但若者ハ和歌山の藩中元の西郷之

○武用年略曰寛文七年の春紀州の大守家臣五人を命じて干村をなさしむ
而謂曰西源左衛門 曰西園寺左衛門 徳田甚四郎 吉田才蔵 岩橋長左衛門
各九分宗の通一矢を射るとなり云云

第五の編の解義

老人のことをいふ白髪ばかりなる人を指ていふ
と云ふ秋つて次第に上高つやか

咲

咲ハ笑ふとある解なり
咲を洗ふの語より元病やみの物よさそうなることをいふ
解なり

こきまぜる 中略 まぜる むせる 秋の末
陽の陰と云ふより 水の陰ものの秋とかく但秋ハ陰
の揚ることなく暮むハヤスレ

御みを振人乃の妻のたこのたもとの

洞ハ袋ハ寂寞なるとして陰なるの男の面影なるて
人乃の宮とハ御発心の姫宮のことを云

衣引かける 人の見 ちる

御みを振の袋ハ姿の振りを言葉を示ハ衣引かける
姿をいふ

毒 なりと 風 ひと

衣引かける袋ハ咲笑ふ姿なるを人と指中して
風の袋白髪なる人と指中して

つんとすすをはらひ

はけをもつて附ようと云うも既に附あるも既に此墨一巻の

巻軸なれば又改めの詰みてつくと書夫と云う

但つゝハ紅を本色とす紅ハ紅花の色と